

**児童養護施設退所者等自立支援資金
の貸付を受けられる方の手引き**

令和6年1月

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

目 次

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業のご案内	1
新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困っている方	2
提出書類一覧	3
相談から貸付金の交付までの流れ	6
猶予について	7
免除について	8
償還について	9
愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱	10
愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程	17
愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則	20
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業Q & A	25
様式集	29

児童養護施設退所者等自立支援資金事業のご案内

自立のための

お金をお貸しします

自立支援資金の貸付対象者と資金の種類

資金の種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された方等で、保護者等から経済的な支援が見込まれない次の方 (退所又は委託解除から5年以内に申請)		児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方、又は退所・委託解除後5年以内の方
	大学等への進学者	(1) 大学等への進学者 (2) 就職者	資格取得希望者 (免許取得後は申請できません)
貸付金額	月額50,000円 医療費は実費相当額	1か月の家賃相当額 (管理費・共益費含む) (ただし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度) ※1	資格取得に要する費用の実費 250,000円以内
貸付期間	大学等の在学期間 医療費については2年間	進学者は大学の在学期間 就職者は2年を限度	一括送金

それぞれの貸付について、申請は1回までです。

※1 家賃支援費の上限額

住宅扶助額 (円)	37,000円	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、刈谷市、安城市、東海市				
		大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市				
	35,000円	豊橋市	37,400円	豊田市	36,000円	その他市町村

**新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困っている方
自立支援資金の貸付対象者と資金の種類**

資金の種類	生活支援費	家賃支援費
貸付対象者	進学や就職を機に、児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された方等で、保護者等から経済的な支援が見込まれない次の方 (退所又は委託解除から5年以内に申請)	
	(1) 大学等への進学者 (新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方) (2) 就職者 (新型コロナウイルス感染症の影響で内定取り消しや休業などにより収入が減少し経済的に厳しい状況にある方)	就職者 (新型コロナウイルス感染症の影響で内定取り消しや休業などにより収入が減少し経済的に厳しい状況にある方)
貸付金額	月額80,000円 (大学生で生活支援費を受けて見える方は+30,000円で合計80,000円です)	1か月の家賃相当額 (管理費・共益費含む) (ただし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度)※1
貸付期間	1年間以内	最大3年間

それぞれの貸付について、申請は1回までです。

※1 家賃支援費の上限額

住宅 扶助額 (円)	37,000円	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、刈谷市、安城市、 東海市			
		大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市	豊橋市	37,400円	豊田市
	35,000円			36,000円	その他 市町村

申請時の提出書類一覧

各種様式は愛知県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/minsei/jido_taisyosyajiritsu.html

	提出書類名	様式・備考	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
1	自立支援資金貸付申請書	第1号様式	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	連帯保証人となるべき者の保証書	様式第1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	親権者等の同意書 又は施設長の意見書 (児童養護施設等) 児童相談所長の意見書 (里親・ファミリーホーム等)	様式第2 又は様式第3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	自立支援資金振込口座申込・変更申請書	様式第4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	個人情報の取扱同意書	様式第18	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	借受人・連帯保証人の住民票	3か月以内に取得したもの、 本籍記載あり、世帯全員分、 マイナンバー記載なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	在学又は雇用されていることの確認ができる書類	進学者：在学証明書・合格決定通知書 (学生証コピー不可) 就職者：雇用証明書・雇用契約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8	賃貸借契約書②	家賃（共益費・管理費含んでも可） 契約者の分かるもの		<input type="radio"/>	
9	給与明細書（社員寮に住んでいる方で会社からの家賃補助と家賃支援費の両方を受ける場合）	会社からの家賃補助額がわかるもの		<input type="radio"/>	
10	資格取得の費用がわかる書類②	申込書やチラシ（支払い前） 領収証（支払い後・領収証は必ず提出）			<input type="radio"/>
11	印鑑証明書 (連帯保証人・親権者のもの)	連帯保証人・親権者がいる場合のみ（借用書・誓約書に添付）			

必ず提出しなければならないもの

※変更事項欄の【】内に記載のない場合は、進学者・就職者共通の提出書類となります。

	変更事項	提出書類		様式	提出時期
①	返済が始まるとき	自立支援資金返還明細書		第3号様式	
②	返還免除を 願い出るとき	当然 免除	自立支援資金 返還当然免除申請書	第5号様式	要綱第9各第 1～3項に該 当する事由が 生じたとき
		裁量 免除	自立支援資金 返還裁量免除申請書	第6号様式	要綱第12に 該当する事由 が生じたとき
③	返還猶予を 願い出るとき	当然 猶予	自立支援資金 返還当然猶予申請書	第7号様式	要綱第11第 1項に該当す る事由が生じ たとき
		裁量 猶予	自立支援資金 返還裁量猶予申請書	第8号様式	要綱第11第 2項に該当す る事由が生じ たとき
④	保証人の変更をす るとき	連帯保証人変更届 保証書		様式第5 様式第1	変更後直ちに
⑤	振込口座を変更す るとき	自立支援資金振込口座 申込・変更申請書		様式第4	変更後直ちに
⑥	【進学者】 進級したとき	在学証明書		大学等の所 定の様式	毎年4月に
⑦	【進学者】 就職したとき 【就職者】 現況報告のとき	勤務証明書		様式第6	【進学者】 就職後直ちに 以後、毎年4 月に 【就職者】 毎年4月に
⑧	住所・氏名に変更が あるとき	住所氏名変更届		様式第7	変更後直ちに
⑨	【進学者】 大学等を退学・退校 したとき	大学等退学・退校届		様式第8	退学後直ちに
⑩	【進学者】 大学等を休学または 停学となったとき	大学等休学・停学届		様式第9	休学または停 学後直ちに
⑪	【進学者】 大学等を留年した とき	大学等留年届		様式第10	留年後直ちに
⑫	【進学者】 大学等に復学した とき	大学等復学届		様式第11	復学後直ちに
⑬	貸付の全部または一 部を辞退するとき	自立支援資金辞退届		様式第12	事由が生じた とき

⑯	【進学者】 大学等を卒業したとき	大学等卒業届	様式第13	卒業後直ちに
⑰	【進学者】 卒業後、引き続き就職活動中のとき	就職延期届	様式第14	卒業後直ちに
⑱	就業先を退職したとき	退職届	様式第15	退職後直ちに
⑲	借受人が死亡したとき	借受人死亡届	様式第16	事由が生じたとき
⑳	業務に起因する心身の故障のため就業継続ができなくなったとき	借受人職務起因疾病届	様式第17	事由が生じたとき
㉑	貸付が決定したとき	個人情報の取扱同意書	様式第18	借用証書の提出に合わせて

5 申請の手続きについて

- (1) 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けようとする方は、児童養護施設等の入所元又は里親等へ委託元に相談のうえ、入所元の児童養護施設等又は委託元の里親等を経由し、申請必要書類を愛知県社会福祉協議会へ提出してください。
- (2) 県社協での審査に1か月ほどの時間を要するため、余裕を持って申請をしていただくようお願いします。

相談から貸付金の交付までの流れ

1. 相談

借入希望者は、児童養護施設や児童相談所の担当者の方、里親（以下施設担当者等）を通じて、借入の必要性等資金貸付を希望する状況をご相談ください。面接シートをこちらからお送りしますので、施設担当者等は必要事項をご記入の上、県社協へファックス又はメールしてください。

2. 申請書類の提出

面接シートにて貸付対象となるかを確認して、ご連絡をします。
借入希望者は施設担当者等を通して、申請書類を県社協へファックス又はメールでお送りください。連帯保証人を立てられない時は、児童養護施設の場合は施設長の意見書が必要ですが、ファミリーホーム・里親の場合、児童相談所の所長の意見書が必要です。記載内容を確認後、申請書類の原本を郵送いただきます。

3. 審査

受付は毎月10日締め。10日までに申請書類の原本を郵送してください。
県社協にて貸付の可否について審査を行います。

4. 貸付決定

審査会後、発送。貸付の可否については、借入希望者、施設等に郵送で通知します。貸付が承認された借入希望者には借用書等も併せて郵送します。

5. 借用書等の提出

借用書に借受人が署名捺印の上、印紙を貼付（割印押印）し、愛知県社協にご提出ください。

6. 貸付金の送金

県社協で借用書受理後、記載内容に不備がなければ、貸付金を指定口座に送金します。毎月20日に定期送金をしています。
貸付金の送金に合わせて「送金のお知らせ」を借受人に郵送いたします。

7. 猶予申請

（猶予：返還する日を延ばす手続き）

償還（返済）免除までの期間は、毎年生活状況や就学又は就労継続を確認する書類をご提出いただきます。

1月・7月現況報告提出（施設・里親等）

4月在学・勤務証明書提出（本人）

進学者	就職者
① 在学中は、毎年「在学証明書」を提出 (学年は必ず記載してもらってください)	毎年、「雇用証明書」を提出 (必ず週20時間以上働いていることがわかる ように、勤務時間を記載してもらってください) (会社印も忘れずに押してもらってください)
② 卒業後、裁量猶予申請書を提出してください。	
③ 卒業後1年内に就職し、毎年「雇用証明書」 を提出	

毎年、県社協より書類提出のお願いを郵送しますので、期日までに書類を提出してください。

9. 免除申請

県社協より書類提出の連絡がありましたら、返還免除（借入金を返さなくてもよい）申請書類をご提出いただきます。

10. 免除決定

免除決定するまでは借りているお金です。仕事を続け、毎年必要な書類を提出し、免除決定が出た時点で返済が不要になります。

猶予について（返還する日を延ばす手続き）

次の場合、猶予申請を提出いただくことにより、審査の上返還の猶予を受けることができます。

■ 当然猶予事由（里親に委託中・大学在学中）

自立支援資金返還当然猶予申請書（第7号様式）
※添付書類 在学証明書

■ 裁量猶予事由（就業中・その他やむを得ない理由のある時）

自立支援資金返還裁量猶予申請書（第8号様式）

※添付書類 大学卒業後就職の場合・・・卒業証明書・在職証明書

就業中の場合・・・在職証明書

災害等の場合・・・り災証明書、診断書

免除について

次の要件に該当する場合は返済の免除をうけることができます

進学者：大学等を卒業した日から1年以内に就職し、5年間引き続き就業を継続したとき

就職者：貸付を開始した日から5年間引き続き就業を継続したとき

資格取得希望者：貸付を開始した日から2年間引き続き就業を継続したとき

：大学等に進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間引き続き就業を継続したとき

提出書類：自立支援資金返還当然免除申請書（第5号様式）添付書類：勤務証明書

就業期間の考え方について

- ① 1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。
- ② 1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。
- ③ 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。
このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。
なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職した場合
 - ・その理由がやんだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。
ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。
・その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

注意点

就職者について就業期間の起算点は令和3年12月20日以降の申請については貸付を開始した月を起算点とする。

- ・大学生で在学期間に就業した期間は就業継続期間とはならない。
- ・措置中・委託期間中に就業した期間は就業継続期間とはならない。

償還について

次の事項のいずれかに該当する場合（災害・疾病・負傷・その他やむを得ない事由がある場合を除く）は返還いただきます。

- (1) 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- (3) 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当し、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
 - ① 資格を取得するための課程の履修を中止したとき
 - ② 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - ③ 死亡したとき
 - ④ その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

貸付金の返還までの流れ

1. 返還のご案内・返還計画（案）の送付（愛知県社協）
2. 自立支援資金返還明細書のご提出
3. 返還開始・返還計画（決定）の送付（愛知県社協）
4. 返還手続き

もし償還に該当する場合はご相談ください。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱

第1 目的

この制度は、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

第2 貸付事業の実施主体

児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けは、この実施要綱及び愛知県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 貸付の種類

自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

第4 貸付対象

1 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）
- (2) 第4の2の(2)に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）
- (3) 保護者等からの経済的な支援が見込まれないとは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいう。

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 進学者
- (2) 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

3 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

第5 貸付期間及び貸付額

1 生活支援費

生活支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間（原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含む。（以下、同じ。））

貸付額：月額50,000円（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額80,000円とする。）

※ 上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。（保険適用となる医療費の自己負担分に限る。）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12か月間

貸付額：月額80,000円

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯の額）を限度とする。

(2) 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後、貸付を開始した日から2年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯の額）を限度とする。

3 資格取得支援費

(1) 貸付額は資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とする。

- (2) 児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

第6 貸付方法及び利子

- 1 自立支援資金は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
- 2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第5の1から3までの貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。
- 3 利子は、無利子とする。

第7 保証人

自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

第8 貸付契約の解除

- 1 会長は、貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき、又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第9 返還の債務の当然免除

会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号に該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 進学者
 - (1) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
 - (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 2 就職者
 - (1) 貸付を開始した日の属する月から5年間引き続き就業を継続したとき
 - (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 3 資格取得希望者

- (1) 貸付を開始した日の属する月から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき
- (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

第10 返還

自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他就業を継続することが困難であると客観的に判断できるやむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、あらかじめ県と協議のうえ会長が定めた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年内に就職しなかったとき
- (3) 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当し、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
 - ①資格を取得するための課程の履修を中止したとき
 - ②心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - ③死亡したとき
 - ④その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

第11 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

- (1) 会長は、自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間は、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- (2) 会長は、自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- ①児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
- ②大学等に在学しているとき

2 裁量猶予

会長は、次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できる

ものとする。

- (1) 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他大学等に在学すること又は就業を継続することが困難であると客観的に判断できるやむを得ない事由があるとき

第12 返還の債務の裁量免除

会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付けた自立支援資金（すでに返還を受けた金額は除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

- (4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

第13 延滞利子

会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第14 県の財政措置

この事業の実施に必要な貸付原資は県の予算の範囲内の補助によるものとする。

第15 会計経理

- 1 県社協は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。
なお、県社協においてはこの事業に関するサービス区分を設けるものとする。
- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還

金は、貸付金を管理するサービス区分で処理するものとする。

- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いとして、県社協は、その年度以降毎年
度において返還された自立支援資金に相当する金額を県に返還し、県はその返還金
の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとする。

第16 借受人等の責務

- 1 自立支援資金の貸付けを受けた者は、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号雇用均等・児童家庭局長通知）別紙1の「社会的養護自立支援事業」を行う者及び児童養護施設等による相談
支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図
り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 自立支援資金の貸付けを受けた者及び連帯保証人は、県社協から貸付けの要件等
に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行
わなければならない。

第17 県による承認

県は県社協が定めた次の内容について適正なものと認める場合は承認しなければな
らない。

- (1) 貸付計画書（少なくとも貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等を盛り込む
ものとする。）及びその変更
- (2) 自立支援資金の返還期間、返還額又は返還方法（当該返還期間等を変更する場
合を含む。）
- (3) 返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性

第18 関係機関への協力依頼

県（児童（・障害者）相談センター）並びに名古屋市（児童相談所）は、この事業
の実施に当たって児童養護施設の施設長等に対して次に掲げる事項について協力を依
頼する。

- (1) 借受人に対して、意見書を交付すること
- (2) 借受人に対して、県社協へ必要な連絡報告を行うこと
- (3) 借受人が借受中及び返還中に順守すべき事項について借受人を指導すること
- (4) 借受人からの相談に応じ、適切な援助を行うこと

第19 指導及び監督

県（児童（・障害者）相談センター）並びに名古屋市（児童相談所）は、借受人に
対し、必要に応じて報告を徴し、又は調査及び指導をするものとする。

第20 関係機関との連携等

県（児童（・障害者）相談センター）並びに名古屋市（児童相談所）は、事業の実

施に当たって、児童養護施設等、里親等に事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、児童養護施設等、里親等、市町村、民生児童委員等児童福祉、就業関係機関との連携を図るものとする。

第21 親権者等の同意

資金の貸付けに当たって、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長（里親等委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要として差し支えない。

第22 その他

この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、県と県社協がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、本要綱第4貸付対象の生活支援費及び家賃支援費の貸付期間については、平成28年1月20日以降に在学又は就業している期間から対象とする。

附 則

この要綱は平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年12月28日から施行し、令和4年12月2日から適用する。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する児童養護施設退所者等自立支援資金（以下、「自立支援資金」という。）の貸付方法、事務手続き等を規定し、自立支援資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付の申請)

第2条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に、必要な書面を添えて、本会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。
- 3 保護者等がない又は保護者等による連帯保証人が見込めないときは連帯保証人を立てないことができる。

(選考結果の通知)

第4条 会長は自立支援資金の貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に対し通知するものとする。

(誓約書)

第5条 自立支援資金の貸付の決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、前条の規定による通知を受けた日から15日以内に、誓約書（連帯保証人がいる場合には連帯保証人と連署したもの）（第2号様式）を会長に提出しなければならない。（連帯保証人は、印鑑証明書を添付しなければならない。）
2 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、自立支援資金の借受を辞退したものとみなす。

(自立支援資金の交付)

第6条 会長は、前条第1項の規定により誓約書及び借用証書（第4号様式）の提出があったときは、当該決定に係る自立支援資金を交付する。

- 2 自立支援資金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

(返還)

第7条 要綱第10各号の理由により、返還が生じた場合、借受人は、自立支援資金返還明細書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

2 自立支援資金の返還方法は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。

(自立支援資金借用証書)

第8条 借受人は、自立支援資金の貸付決定通知を受けた日から15日以内に、貸付を受けた自立支援資金の全額にかかる自立支援資金借用証書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(免除の申請等)

第9条 要綱第9の返還債務の当然免除を受けようとする者は、自立支援資金の返還当然免除申請書（第5号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 要綱第12の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、自立支援資金返還裁量免除申請書（第6号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第10条 要綱第11第1項の返還の当然猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還当然猶予申請書（第7号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 要綱第11第2項の返還の裁量猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還裁量猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第11条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があつたとき

- (2) 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき
 - (3) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき
 - (4) 借受人が留年したとき
 - (5) 借受人が就職したとき
 - (6) 借受人が退職したとき又は借受人が離職し、再就職したとき
 - (7) 借受人が離職後、就職活動を行っているとき
 - (8) 借受人が資格取得をやめるとき
 - (9) 自立支援資金の借受けを辞退するとき
- 2 借受人が死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに届け出なければならない。
- 3 第1項及び前項による届出は、借り受けた自立支援資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(勤務期間の計算)

第12条 自立支援資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は貸付を開始した日の属する月から離職した日の前日の属する月までの月数による。

ただし、申請時に就職していない者については、申請後、就職した日の属する月から離職した日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第13条 この規程に定めるもののほか、自立支援資金の貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月28日から施行し、令和4年12月2日から適用する。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則

(貸与の申請手続)

第1条 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程（以下、「規程」という。）第5条の規定により児童養護施設退所者等自立支援資金（以下、「自立支援資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書面を添えて社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

（1）生活支援費

- ア 進学者にあっては、大学等合格通知の写し又は大学等在学証明書、就職者にあっては、就職内定通知等の写し又は在職証明書
- イ 保証人となるべき者の保証書（様式第1）
- ウ 親権者等の同意書（様式第2）
- エ 児童養護施設等の施設長の意見書又は里親等にあっては措置元の児童相談所長の意見書（様式第3）
- オ 口座申込・変更申請書（様式第4）
- カ 申請者・連帯保証人それぞれの住民票
(発行後3か月以内でマイナンバー記載の無いもの)
- キ 個人情報の取扱同意書（様式第18）
- ク 医療費を申請する場合、医療機関受診の申告書（様式第19）とその領収証

（2）家賃支援費

- ア 進学者にあっては、大学等合格通知の写し又は大学等在学証明書、就職者にあっては、就職内定通知等の写し又は在職証明書
- イ 保証人となるべき者の保証書（様式第1）
- ウ 親権者等の同意書（様式第2）
- エ 児童養護施設等の施設長の意見書又は里親等にあっては措置元の児童相談所長の意見書（様式第3）
- オ 賃貸契約書
- カ 口座申込・変更申請書（様式第4）
- キ 申請者・連帯保証人それぞれの住民票
(発行後3か月以内でマイナンバー記載の無いもの)
- ク 個人情報の取扱同意書（様式第18）

（3）資格取得支援費

- ア 資格取得にかかる金額のわかる書類の写し又は領収書
- イ 保証人となるべき者の保証書（様式第1）

- ウ 親権者等の同意書（様式第2）
 - エ 児童養護施設等の施設長の意見書又は里親等にあっては措置元の児童相談所長の意見書（様式第3）
 - オ 口座申込・変更申請書（様式第4）
 - カ 申請者・連帯保証人それぞれの住民票
(発行後3か月以内でマイナンバー記載の無いもの)
 - キ 個人情報の取扱同意書（様式第18）
- 2 前項の申請書の提出期限については、毎年会長が定める。

（保証人）

第2条 規程第3条第1項の規定により自立支援資金の貸付を受けようとする者が立てなければならぬ連帯保証人は、原則として1人とする。

- 2 連帯保証人を変更しようとするときは、保証書（様式第1）を会長に提出しなければならない。
- 3 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったときは、連帯保証人変更届（様式第5）を会長に提出しなければならない。
- 4 保護者等がいない又は保護者等による連帯保証人が見込めないときは連帯保証人を立てないことができる。その場合、親権者等の同意がある場合でも児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は、児童相談所長）の意見書（様式第3）を提出しなければならない。

（選考）

第3条 自立支援資金の貸付けをする者の選考は、第1条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。

ただし、会長が特に必要と認めるときは、面接により選考を併せて行うことができる。

（貸付方法）

第4条 規程第9条第2項の自立支援資金の交付は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 生活支援費及び家賃支援費
貸付金は原則として1月ごとに交付するものとする。
 - (2) 資格取得支援費
貸付金は原則として一括で隨時交付するものとする。
- 2 自立支援資金の交付は、口座振替により行うこととし、自立支援資金の貸付の決定を受けた者（以下、「借受人」という。）が振込口座を変更したときは、速やかに自立支援資金振込口座申込・変更申請書（様式第4）を会長に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除の申請手続)

第5条 要綱第9の規定による自立支援資金の返還の債務の当然免除を受けようとする者は、自立支援資金の返還当然免除申請書（第5号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 就職して当然免除とされる期間勤務したことを証するに足りる書面（勤務証明書（様式第6））
- (2) 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったことにより返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、その旨及びその年月日を証するに足りる書面（様式第16・17）（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

(返還明細書)

第6条 要綱第10に掲げる理由を生じたことにより自立支援資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（要綱第12の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあっては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、自立支援資金返還明細書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(返還の方法)

第7条 自立支援資金の返還は、原則、口座振替による月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。

(要綱第10に規定する期間)

第8条 要綱第10に規定する期間は、自立支援資金の貸付を受けた期間（規程第10条の規定により貸付されなかった自立支援資金にかかる期間を除く。）に相当する2倍の期間以内とする。ただし、資格取得支援費については、2年以内とする。

なお、「生活支援費」「家賃支援費」「資格取得支援費」のうち、いずれか2種以上を重複して借り受けている場合は、自立支援資金の貸付を受けた期間（規程第10条の規程により貸付されなかった自立支援資金にかかる期間を除く。）に相当する3倍の期間以内とする。

(返還猶予の申請手続)

第9条 規程第10条の規定による自立支援資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、規程各項に規定する申請書に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第11の1（1）の規定による自立支援資金の返還の債務の履行の当然猶予を受けようとする場合にあっては、当該大学等に在学し、又は在校している旨を証するに足りる書面
- (2) 要綱第11の1（2）の規定による自立支援資金の返還の債務の履行の当然猶予

を受けようとする場合にあっては、児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中である旨を証明するに足りる書面、若しくは当該大学等に在学し、又は在校している旨を証するに足りる書面

- (3) 要綱第11の2(1)の規定による自立支援資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、就業している旨を証するに足りる書面（勤務証明書（様式第6））
- (4) 要綱第11の2(2)の規定による自立支援資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証するに足りる書面（医師の診断書等）

（免除することができる返還債務の額）

第10条 要綱第12の規定により免除することができる自立支援資金の返還の債務の額は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第12の(3)における免除額は就業した期間を自立支援資金の貸付を受けた期間（この期間が4年に満たないときは、4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- (2) 要綱第12の(4)における免除額は、就業した期間を2で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還債務の裁量免除の申請手続）

第11条 要綱第12の規定による自立支援資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、自立支援資金返還債務裁量免除申請書（第6号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第12の(1)及び(2)の規定による自立支援資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、死亡その他やむを得ない理由により自立支援資金を返還することが困難である旨を証するに足りる書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）
- (2) 要綱第12の(3)及び(4)の規定による自立支援資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、就業を当該期間継続した旨を証するに足りる書面（勤務証明書（様式第6））

（提出届出）

第12条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき（住所・氏名変更届（様式第7））
- (2) 退学又は退校したとき（大学等退学・退校届（様式第8））
- (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき（大学等休学・停学届（様式第9））
- (4) 留年したとき（大学等留年届（様式第10））

- (5) 復学したとき（大学等復学届（様式第11））
 - (6) 自立支援資金の借受を辞退するとき（自立支援資金辞退届（様式第12））
 - (7) 大学等を卒業したとき（大学等卒業届（様式第13））
 - (8) 大学等卒業後、すぐに就職できないが、1年以内に就職の意思があるとき（就職延期届（様式第14））
 - (9) 退職したとき（退職届（様式第15））
- 2 借受人の戸籍法（昭和22年法律第220号）による死亡の届出義務者は、借受人が死亡したときは、事実を証明する書面を添えて、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。（借受人死亡届（様式第16））
- 3 借受人が業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったことにより返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、心身の疾病の状況及びその年月日を証するに足りる書面（借受人職務起因疾病届（様式第17））

（雑則）

第13条 この細則に定めるもののほか、自立支援資金の貸付に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この細則は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年12月28日から施行し、令和4年12月2日から適用する。

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業Q & A

1 契約について

Q 1 親権者からの同意が必要か。

A 1 親権者等法廷代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとする。また法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、法定代理人の同意の代わりとすることとして差し支えない。

2 貸付対象者について

Q 2 大学等へ入学当初は親の援助があったが、途中で援助が途絶えてしまった場合、貸付けの対象となるか。

A 2 対象となる。

Q 3 大学の寮に入寮中であり、措置延長されている場合は、貸付けの対象となるか。

A 3 措置延長され、措置費の対象となっている場合には、対象とならない。

Q 4 大学卒業後、大学院に入学した場合は、正規修学年数の期間はあらたな貸付の対象となるか。

A 4 大学院に入学した場合は、対象とならない。

Q 5 広域入所で他県の施設に入所等をしていた場合、措置元の自治体の事業者に申請するのか、入所していた施設がある自治体の事業者に申請をするのか。

A 5 入所していた施設がある自治体の事業者へ申請を行う。

Q 6 1か月間のみ里親委託され、進学や就職を機に委託が解除された場合でも貸付の対象となるか。

A 6 委託期間の長短は問わない。

Q 7 進学又は就職により措置解除された後、私的契約によって施設内で生活している場合であっても、生活支援費の貸付けの対象となるか。

A 7 対象となる。

Q 8 高専に2年間在籍し、大学へ3年生から編入した場合、高専在籍の2年間及び大学3年～4年の2年間、合計で4年間分が貸付の対象となるか。

A 8 そのとおり。

3 貸付対象経費について

Q 9 社宅等が整備されている会社等に就職する場合、社宅（自前の社宅、借り上げアパート等）であったとしても、少額でも賃料がかかれば家賃支援費の対象として考えてよいか。また、会社から住宅手当が支出されている場合の取扱いはどのようになるか。

A 9 家賃として賃料が発生していれば、その分について対象とする。

また、会社から住宅手当が支給されている場合は、家賃から住宅手当額を差し引いた額について、貸付の対象とする。

Q 10 まかない付き（食事付き）の寮のような形態の場合、食費等（食費、光熱水費、共益費・・・）も含めて家賃と考えてよいか。

A 10 食費等は除くこととして、家賃のみを貸付対象とする。

Q 11 大学等に在学中に病気等の理由により休学するなど真にやむを得ない事情により留年した場合、正規の修学期間を超えて貸付は可能か。

A 11 正規の修学期間を超えての貸付は不可。ただし、休学するなどした場合、正規の修学期間内は貸付の休止は行わない。

4 当然免除について

Q 12 返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、5年間の起算点は、貸付を開始した月からなのか。（例えば、平成27年4月に就職しており、貸付開始は就職して2年目の平成28年4月からの場合、起算点は平成27年4月と平成28年4月のどちらになるのか。）また、令和3年度補正予算（第1号）成立日（令和3年12月20日）以降は退所後5年までの申請が可能になったが、起算点は変わらず貸付を開始した月となるのか。（例えば、令和4年4月に就職しており、貸付開始は就職して2年目の令和5年4月からの場合、起算点は令和4年4月と令和5年4月のどちらになるのか。）

A 12 就職した月を起算点とする。具体例については、平成27年4月を起算点とする。なお、令和3年度補正予算（第1号）成立日（令和3年12月20日）以降の申請については、貸付を開始した月を起算点とする。具体例については、令和5年4月を起算点とする。

Q 13 返還の債務の当然免除となる要件として「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、雇用形態は正規雇用に限定されるのか。

A 13 就業の考え方について、以下の通りとする。

①雇用保険の適用基準である「1週間の所定労働時間が20時間」に満たない場合は除く。

②1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。

Q 14 返還の債務の当然免除となる要件として「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、どのような考え方か。

A 1 4 5年間の就業継続についての考え方は以下の通りとする。

- ①一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年経過した日を迎える場合には、再就職した日をもって5年間引き続き就業を継続したものとみなす。
なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。)

Q 1 5 求職活動を行っている場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。

A 1 5 就労支援機関等に求職登録したうえで、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(④の場合、登録は不要とする。)

- ①月1回以上求人への応募を行った場合
- ②次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月2回以上行っている場合
- ・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
 - ・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
 - *このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。
- ③公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種要請施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合
- ④障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等を利用している場合
なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

Q 1 6 資格取得支援費については、取得した資格と関連する就職先に限定されるか。

A 1 6 結果として取得した資格とは関係ない企業等に就職しても差し支えない。

5 措置費や他貸付等との併用について

Q 1 7 措置費の支弁（就職支度費、大学進学等自立支援費等）と併用は可能か。

A 17 措置費の支弁と貸付を併用して差し支えない。

なお、生活支援費及び家賃支援費については、対象経費と同じくする他の国庫補助事業との併用は不可とする。

Q 18 各種奨学金（日本学生支援機構等）との併用は可能か。

A 18 民間団体の実施する各種奨学金と合わせて貸付を受けても差し支えない。

Q 19 進学者として大学在学中に貸付を受け、卒業後に改めて就職者として貸付を受けることは可能か。

A 19 大学卒業後に就職者として貸付を受けることはできない。

6 医療費について

Q 20 医療機関を定期的に受診する場合の貸付額の追加について医療機関を定期的に受診する場合について、受診の頻度に具体的な要件はあるか。

A 20 貸付の要件において、受診の頻度は問わないため、各実施主体において適宜判断いただいたいて差し支えない。

Q 21 医療機関を定期的に受診する場合の貸付額の追加について医療費などの貸付額に上限はあるのか。

Q 21 上限は特段設けていないが、対象となるのは保険適用となる医療費の自己負担分であるため、高額療養費制度等の医療費の自己負担分を軽減する制度を適用した額が実質的な上限額になる。

Q 22 医療費などの実費相当額はどのように確認を行うべきか。

Q 22 医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額を医療費請求書等で確認することが想定される。

Q 23 対象となる「医療費など」の具体的な内容は。通院のための交通費や保険適用外の費用についても貸付の対象になるのか。

Q 23 対象となるのは保険適用となる医療費の自己負担分である。具体的には、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬等の医療を受けるために必要な医療費である。なお、通院のための交通費や保険適用外の費用については、貸付の対象とならない。

Q 24 体調の回復等により医療機関の定期的な受診を一度終了していた者が、その後、再び定期的に受診することとなった場合、受診していないかった期間は貸付額の追加を行うことが出来る期間の上限である2年間に含めるのか。(例えば、令和5年1月から同年12月まで医療機関を定期的に受診していた者が、体調の回復により一度受診が終了した後、令和6年7月から再度定期的に受診することとなった場合、貸付額の追加が出来るのは令和6年12月までと令和7年6月までのどちらになるのか。)

Q 24 定期的な受診を一度終了した後、期間を空けて再度定期的に受診することになった場合、受診していないかった期間は2年間には含めない。具体例については令和7年6月まで貸付額の追加を可能とする。

第1号様式

自立支援資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受人番号（※）	開始年月（※）			令和 年 月
大学等名				
	第 学 年	修業年限	年	入学年月
勤務先	就職年月日	年 月 日	勤務先住所	
			電話番号	
フリガナ				
氏 名	印			
生年月日	年 月 日 生（歳）			
住 所	〒 -			
電話番号	電話（自宅） (携帯)			
出身施設等名	施設等名 施設等住所			

自立支援資金の貸付けを次のとおり申請します。

期間・金額 借用希望	生活支援費	年 月から 年 月まで (月額 50,000 円)	か月分 計	円
	家賃支援費	年 月から 年 月まで (限度額：居住する地域の生活保護制度上の住宅扶助額) (月額 円)	か月分 計	円
期間・金額	資格取得支援費	(上限 250,000 円)	円 (①-②)	
	資格名	[資格取得予定日] 年 月 日	円①	
合 計			円②	

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

- 2 大学等進学者の方又は大学等進学者で資格取得支援費を希望する方は、大学等名欄を記入してください。
- 3 就職者の方は、勤務先欄を記入してください。
- 3 生活支援費は、大学等進学者が対象となります。
- 4 家賃支援費は、大学等進学者及び就職者が対象となります。
- 5 資格取得支援費は、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中の者及び大学等在学中のものが対象となります。

第2号様式

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本 人	貸付決定番号	
	住 所	〒
	氏 名	印 年 月 日生

連帯保証人	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	実印
	電話番号	自宅 携帯
	職 業	
	本人との関係	

※連帯保証人の印は、印鑑証明の印鑑とする。

※連帯保証人は、印鑑証明書を添付してください。

私は、自立支援資金の貸付けを受けるにつきましては、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等を守り、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活が継続できるよう努めることを誓います。

なお、社会福祉法人愛知県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等により、自立支援資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

自立支援資金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本 人 住 所

氏 名 印

電話番号 自宅
携帯

連帯保証人 住 所

氏 名 印

電話番号 自宅
携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等の規程を順守し、貸付けを受けた自立支援資金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

返還総額	円		
返還期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ※返還期間は、貸付期間の2倍以内とする。ただし、資格取得支援費については、2年以内とする。なお、2種以上を重複して借りている場合は貸付期間の3倍以内とする。		
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括の場合 ※返還予定日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 半年賦の場合 <u>1回</u> 円 × 回 = 円 (端数が生じる場合) 初回・最終回 円 <u>合 計</u> 円 ※返還予定日 [月 日、 月 日、 月 日、 月 日] [月 日、 月 日、 月 日、 月 日] <input type="checkbox"/> 月賦の場合 <u>1回</u> 円 × 回 = 円 (端数が生じる場合) 初回・最終回 円 <u>合 計</u> 円 ※返還予定日 毎月 日		
備 考			

第4号様式

収入印紙貼付
1万円以上 10万円以下
200円 10万円
を越え 50万円以下
400円 50万円を
超え 100万円以下
1,000円 100万円

自立支援資金借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受人番号			
大学等名 又は勤務先会社名			
本人住所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
本人氏名	印	年月日(歳)	

私は、次のとおり自立支援資金の貸付けを受けました。この資金は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等の規程に従い返還いたします。

生活支援費	月額	円		
	借用期間	年月から	年月までの	か月
家賃支援費	月額	円		
	借用期間	年月から	年月までの	か月
資格取得支援費	借用金額	円		
合計借用金額		円		

連帯保証人 住 所
本人との関係
氏 名

実印

私は、本人に上記のとおり履行させるとともに、万が一、本人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

備考 印紙を貼付し割印押印のこと

第5号様式

自立支援資金返還当然免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受人番号			
大学等名 又は勤務先会社名	大学等卒業年月日：令和 年 月 日 (卒業・中退)		
住 所	〒 一 電話 自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等の規程により、自立支援資金の返還の当然免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由 ※該当する番号に ○を付けること。	【進学者】(県社協要綱第9第1項関係) 1 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した 2 就業期間中、業務上の事由により死亡 3 就業期間中、業務に起因する心身の故障のため就業を継続できなくなった		
	【就職者】(県社協要綱第9第2項関係) 1 就職した日から5年間就業を継続した 2 就業期間中、業務上の事由により死亡 3 就業期間中、業務に起因する心身の故障のため就業を継続できなくなった		
【資格取得希望者】(県社協要綱第9第3項) 1 就職した日から2年間就業を継続した 2 就業期間中、業務上の事由により死亡 3 就業期間中、業務に起因する心身の故障のため就業を継続できなくなった			
理由発生年月日	年 月 日		
就業状況	期 間	勤務年数	勤務先住所及び勤務先名称
	年 月 から 年 月 まで	年 月	住所 名称
	年 月 から 年 月 まで	年 月	住所 名称
	年 月 から 年 月 まで	年 月	住所 名称
	計	年 月	
借用期間	年 月 から		年 月 まで
借用金額	円		
返還免除申請額	円		

- 備考
- 1 大学等進学者は、卒業年月日を記入すること。
 - 2 就業を継続したことを証する書類として「勤務証明書」(様式第5)を添付すること。
 - 3 業務上の理由により死亡した場合は、死亡診断書等の写しを添付すること。
 - 4 借受人が死亡した場合の申請者は、連帯保証人とし、連帯保証人がいない場合は、身元引受人とする。
 - 5 業務に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付すること。

第6号様式

自立支援資金返還裁量免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受人番号			
大学等名 又は勤務先会社名	大学等卒業年月日： 年 月 日 (卒業・中退)		
住 所	〒 - 電話 自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等の規程により、自立支援資金の返還の裁量免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由 ※該当する番号に○を付けること。	(県社協要綱第12関係) 1 死亡、又は障害により返還できなくなった。 2 長期間所在不明であり返還が困難と認められ履行期限到来後に返還の請求を受けた最初の日から5年以上経過 3 進学者又は就職者が借り受けた期間以上、就業を継続 4 資格取得希望者が1年以上就業を継続		
理由発生年月日	年 月 日		
就業状況	期間	勤務年数	勤務先住所及び勤務先名称
	年 月 から 年 月 まで	年 月	住所 名称
	年 月 から 年 月 まで	年 月	住所 名称
	年 月 から 年 月 まで	年 月	住所 名称
	計	年 月	
借用期間	年 月 から		年 月 まで
借用金額	円		
返還猶予期間	年 月 から		年 月 まで
返還免除申請額	円 返還免除額=就業期間 ÷ [借受期間 (この期間が4年に満たない場合は4年) × 5/4] × 返還債務の額 ※資格取得希望者 (要綱第12(4)) の場合 返還免除額=返還債務の額 × 1/2		

- 備考 1 大学等進学者は、卒業年月日を記入すること。
 2 就業を継続したことを証する書類として「勤務証明書」(様式第5)を添付すること。
 3 死亡又は障害により返還困難となった場合は、死亡診断書や障害者手帳等の写しを添付すること。
 4 借受人が死亡した場合の申請者は、連帯保証人とし、連帯保証人がいない場合は、身元引受人とする。

第7号様式

自立支援資金返還当然猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受人番号		
大学等名 又は勤務先会社名		
住 所	〒 - 電話 自宅 携帯	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年月日(歳)

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等の規程により、自立支援資金の返還の当然猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由 ※該当する番号に○ を付けること。	【進学者】(県社協要綱第11第1項関係) 1 貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学中のため 【資格取得希望者】(県社協要綱第11第1項関係) 1 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中のため 2 大学等に在学中のため	
理由発生年月日	年 月 日	
借用期間	年 月から	年 月まで
借用金額	円	
返還猶予期間	年 月から	年 月まで
返還猶予金額	円	
現在の 在学先	所在地	〒 電話 ()
	学校名	修業年限
入所施 設等先	所在地	〒 電話 ()
	施設等名	

- 備考 1 大学等へ在学中の者は在学証明書を添付すること。
2 施設等へ入所中の者は在園証明書を添付すること。

第8号様式

自立支援資金返還裁量猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

借受人番号			
大学等名 又は勤務先会社名	大学等卒業年月日： 年 月 日 (卒業・中退)		
住 所	〒 - 電話 自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等の規程により、自立支援資金の返還の裁量猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由 ※該当する番号に○ を付けること。	(県社協要綱第11第2項関係) 1 借り受けた進学者、就職者又は資格取得希望者で就業しているため 2 災害、疾病、負傷、その他就業を継続することが困難であるため		
理由発生年月日	年 月 日		
借用期間	年 月 から	年 月 まで	
借用金額	円		
返還猶予期間	年 月 から	年 月 まで	
返還猶予金額	円		

- 備考 1 申請理由1の場合は、勤務証明書（様式第6）を添付すること。
2 申請理由2の場合は医師の診断書等これを証する書面を添付すること。

様式第1

保 証 書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

連帯保証人 住所 〒

電話

氏名

実印

年 月 日生

職業

(借受人との関係

)

下記の者が、自立支援資金の貸付けを受けました上は、その連帯保証人となり、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等の規程に従い、自立支援資金の返還の債務を履行することを承諾します。

記

住 所

氏 名

年 月 日生

(添付書類)

保証人の印鑑証明書

- 備考 1 自立支援資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、保証人は法定代理人とすること。
2 保証人は、愛知県に住所を有し、かつ、独立の生計を営む者とすること。

様式第2

児童養護施設退所者等自立支援資金親権者等同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

親権者等 住所 〒

電話

氏名

印

年 月 日生

(借受人との関係)

下記の者が社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付を受けることについて下記のとおり同意します。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	平成 年 月 日生 (歳)
自立支援資金種別	<input type="checkbox"/> 生活支援費 <input type="checkbox"/> 家賃支援費 <input type="checkbox"/> 資格取得支援費
退所(予定)日	年 月 日
備考	

様式第3

児童養護施設退所者等自立支援資金意見書

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

児童養護施設等の長

又は児童（・障害者）相談センター長

住所 〒 一

電話

施設等名称

施設長

又はセンター長名

印

下記の者が社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付を受けることについて下記のとおり意見します。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	平成 年 月 日 生（歳）
自立支援資金種別	<input type="checkbox"/> 生活支援費 <input type="checkbox"/> 家賃支援費 <input type="checkbox"/> 資格取得支援費
退所（予定）日	年 月 日
家族の状況および経済的支援が受けられない理由	
児童の性格・行動	
貸付に対する意見	
貸付後の支援計画	

※支援の参考に、なるべく詳しく記入してください。

様式第4

申込
自立支援資金振込口座
申請書
変更

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会长 殿

借受人番号			
申出の事由	1 新規 2 口座の変更 3 その他 ()		
住 所	〒 —		
フリガナ			生年月日
氏名	印	年月日(歳)	

私は、次のとおり自立支援資金振込口座を（申込み・変更）申請をします。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関等の名称)			(支店名称)		
	口座の種類	1 : 普通預金 2 : 当座預金 3 : 郵便振替					
	口座番号						
(フリガナ)							
口座名義							

様式第5

連 帯 保 証 人 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号
住 所 〒

氏 名 印
生年月日 平成 年 月 日

下記の理由により、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程等に基づく保証人に変更がありましたので、届け出ます。

記

1 変更内容

区分	新	旧
フリガナ		
氏名		
住所	〒	〒
電話	自宅 携帯	自宅 携帯
職業		

2 変更理由

備考 新連帯保証人の保証書（様式第1）及び印鑑証明書を添付すること。

様式第6

勤務証明書
(現況報告書)

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会长 殿

借受人番号		
住 所	〒	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日 (歳)

下記のとおり業務に従事しましたので届け出ます。

勤務先	所在地及び 電話番号	〒 電話 ()
	名 称	
	職 種	
	雇用形態	□正規 □パート・アルバイト □契約社員 □嘱託 □派遣(派遣先 : □ そ の 他 ())
	勤務時間	週 時間
	就業期間	年 月 日から 年 月 日現在まで

上記のとおり従事していることを証明いたします。

年 月 日

勤務先名称

代表者氏名

公印
または
社印

※ 上記の記載要件を満たせば、事業所等が発行する任意様式でも可

様式第7

住 所
変 更 届
氏 名

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号
住 所 〒
電 話 自宅
携帯

氏 名 印
生年月日 平成 年 月 日生

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第1号の規定により届け出ます。

1 住 所

変更前	
変更後	

2 氏 名

変更前	
変更後	

3 変更年月日 年 月 日

※ 新住所の住民票も添付すること。

様式第8

大 学 等 退 学 ・ 退 校 届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号

住 所 ノ

電 話 自宅
携帯

氏 名 印
生年月日 平成 年 月 日生

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第2号の規定により届け出ます。

1 退学・退校した学校名

2 退学・退校理由

3 退学・退校年月日 年 月 日

様式第9

大 学 等 休 学 ・ 停 学 届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号

住 所 〒

電 話 自宅
携帯

氏 名 印
生年月日 平成 年 月 日生

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第3号の規定により届け出ます。

1 休学・停学した学校名

2 休学・停学した理由

3 休学・停学年月日 年 月 日

様式第10

大 学 等 留 年 届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号

住 所 〒

電 話 自宅

携帯

氏 名 印

生年月日 平成 年 月 日 生

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第4号の規定により届け出ます。

1 留年した学校名

2 留年した理由

3 留年期間

年 月 日から

年 月 日まで

様式第11

大 学 等 復 学 届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号

住 所 〒

電 話 自宅

携帯

氏 名 印

生年月日 平成 年 月 日 生

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第5号の規定により届け出ます。

1 復学した学校名

2 復学年月日 年 月 日

様式第12

自立支援金辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号
住 所 〒
電 話 自宅
携帯
氏 名

印

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第6号の規定により届け出ます。

1 貸付金の種類 生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費
(該当するものに○を付ける)

2 辞退の理由

3 辞退年月日 年 月 日

様式第13

大学等卒業届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号
住 所 〒
電 話 自宅
携帯
氏 名 印

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第7号の規定により届け出ます。

1 卒業した大学等名

2 卒業年月日 年 月 日

※ 卒業証書の写しを添付すること。

様式第14

就職延期届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号
住 所 〒
電 話 自宅
携帯
氏 名 印

現在、就労しておりませんが、卒業後1年以内に就労する意思がありますので、下記のとおり届け出ます。

延期する期間	年	月	日から	年	月	日まで
延長する理由						
大学等名	名 称					
	卒業年月日			年	月	日
就業予定年月日	年 月 日					

※就職活動をしている者は、活動をしていることを証するに足りる書面を提出すること。

退職届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

本人 借受人番号
住 所 〒
電 話 自宅
携帯
氏 名

印

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程施行細則第12条第1項第9号の規定により、退職したことを届け出ます。

- 1 退職年月日 年 月 日
- 2 就労していた勤務先 住 所
会社名
- 3 就労期間 年 月 日から
年 月 日まで

上記のとおり就労していたことを証明いたします。

年 月 日

勤務先会社の長の職氏名 印

様式第16

借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

届出者

住 所 〒

電 話 自宅
携帯

氏 名 印

年 月 日生

(借受人との関係)

下記の借受人が死亡しましたので、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程に基づき届け出ます。

記

1 借受人

借受人番号			
住 所	〒		
フリガナ			生 年 月 日
氏 名			年 月 日生 (歳)

2 死亡年月日 年 月 日

※ 事実を証明する書面を添付すること。

借受人職務起因疾病届

令和 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

届出者

住 所 〒

電 話 自宅

携帯

氏 名

印

年 月 日生

(借受人との関係)

下記の借受人が業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなりましたので、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程に基づき届け出ます。

記

1 借受人

借受人番号			
住 所	〒		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日生 (歳)	

2 就業を継続することができなくなった年月日

年 月 日

※ 事実を証明する書面を添付すること

様式第18

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱い同意書

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

1 個人情報の利用目的

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「本会」という）は児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（以下「本事業」という）の円滑な実施のため、修学の状況、卒業の状況、就労の状況、資格取得の状況について正確に把握することのほか、借受人の円滑な自立を支援することを目的として個人情報を取得・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業の貸付に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会事業担当者により利用することを原則とします。

ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、貸付審査等運営委員会、県外の都道府県社会福祉協議会、児童養護施設等、福祉関係機関、その他行政機関、学校、就労先等の外部に対して個人情報を提供し、または提供を受けます。

また、貸付の内容に關係する機関に対して事実確認のために情報を提供し、また情報の提供を受けることがあります。

4 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外へ利用しません。また、上記3「個人情報の利用について」において示した外部の提供を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、次のような場合には、あらかじめ同意を得ないで、上記1「個人情報の利用目的」以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合

5 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理下の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について条項を含む契約を結んでいます。

また、償還（返還）が完了した貸付に関わる個人情報については、償還が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、破棄または削除します。

6 個人情報の開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることを確認した上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人または第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

貸付申請者 _____ (印)

令和 年 月 日

連帯保証人 _____ (印)

令和 年 月 日

法定代理人 _____ (印)

様式第19

医療機関受診の申告書

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

令和 年 月 日

私が申込みをしました「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」の医療費貸付金について、定期的医療費などの実費相当額は、以下のとおりであることを申告いたします。

借受人番号			
住 所	〒		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	
定期的に医療機関を受診する病名			
医療機関の名称			
医療機関の所在地			
通院の状況※3	通院期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 通院回数 回 医療費の額 上記通院期間 計 円		
添付書類 (上記通院期間分)	※あなたが添付する書類に☑をつけてください <input type="checkbox"/> 受診医療機関の領収証 <input type="checkbox"/> 薬局の領収証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
今後予想される通院の状況※4	通院期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 通院回数 回 医療費の額 上記通院期間 計 円		

※1 上記通院期間の領収証は各医療機関から発行してもらうこと

※2 「医療機関受診の申告書」は医療機関ごとに提出すること

※3と※4の期間を合わせて2年以内であること

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

〒461-0011

愛知県名古屋市東区白壁一丁目50番地
(愛知県社会福祉会館内)

民生児童部

電話 052-212-5506 (直通)

FAX 052-212-5507 (専用)

E-mail minsei@aichi-fukushi.or.jp